



～「美しい景観のくに、北海道」をめざして～

良好な景観の形成に関する基本構想

# 北海道景観形成ビジョン

北海道

# 目 次

はじめに

第1章 良好な景観の形成のための視点

第2章 めざす姿

- 1 めざす姿「美しい景観のくに、北海道」
- 2 めざす姿に向けた基本姿勢
- 3 各主体の役割

第3章 基本方針と施策の展開方向

- 基本方針1 一体性と連続性のある広域景観づくり
- 基本方針2 協働による多様な景観づくり
- 基本方針3 戦略的な活用を図るための景観づくり
- 基本方針4 地域の総合的な質を高めるための景観づくり
- 基本方針5 景観づくりを支える人づくり

第4章 ビジョンの推進

- 1 関連部局の連携
- 2 施策の進め方

資料編

- 1 関係する計画・指針等
- 2 関連用語解説

## －ビジョンの構成－

### 第1章 良好な景観の形成のための視点

「地域らしさ」の視点  
地域の個性を認め、大切に

「協働」の視点  
みんなの力を大きな力へ

「継続」の視点  
持続可能な地域づくりの礎

### 第2章 めざす姿

めざす姿

#### 美しい景観のくに、北海道

たくさんの良好な景観が北海道全体にあられ、影響し合って光り輝き、時を経て成熟する

基本姿勢

地域らしさを尊重し、  
活かしていきます

みんなが知恵や力を  
出し合います

日々のたゆみない積み重ね  
を大切にします

各主体  
の役割

#### 道民

暮らしの中での  
景観づくりを実践

#### 事業者

生産・事業の価値を高  
める景観づくりを実践

#### 市町村

地域のニーズに  
応じた施策を推進

#### 道

北海道らしい景観づくり  
基盤づくり・調整・支援

#### 来訪者等

地域の魅力発見  
参加・協力

### 第3章 基本方針と施策の展開方向

#### 基本方針1 一体性と連続性のある 広域景観づくり

- ・広域景観づくりの意識の共有
- ・広域景観づくりに向けた体制づくり
- ・広域景観づくりの推進

#### 基本方針2 協働による多様な 景観づくり

- ・多様な景観づくりの機運の醸成
- ・協働の体制づくり
- ・多様な景観づくりの取組への支援

#### 基本方針3 戦略的な活用を図る ための景観づくり

- ・「エコアイランド北海道」に  
つながる景観づくり
- ・「食のブランド・北海道」に  
つながる景観づくり
- ・「感動のくに・北海道」に  
つながる景観づくり

#### 基本方針4 地域の総合的な質を高めるための景観づくり

- ・景観資源の維持・保全・再生等
- ・制度を活用した景観づくり

#### 基本方針5 景観づくりを支える人づくり

- ・景観づくりの普及啓発
- ・景観づくりを担う人材の育成
- ・景観づくりのネットワークの形成

### 第4章 ビジョンの推進

関連部局の連携

施策の進め方

## はじめに

このビジョンは、北海道景観条例第7条に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものであり、「新・北海道総合計画(ほっかいどう未来創造プラン)」の特定分野別計画としての位置づけを有し、平成20年度から平成29年度までの10か年を対象期間として推進されるものです。

道はこれまで、平成13年に「北海道美しい景観のくにづくり条例」を制定のうえ「北海道美しい景観のくにづくり基本計画」を策定し、景観づくりを推進してきました。

こうした中、平成16年に、良好な景観の形成を促進するための法律である「景観法<sup>※</sup>」が制定されたことを受け、平成20年4月に、前条例を改正し「北海道景観条例」を制定するとともに、同年6月に、景観法に基づく行為の規制の基準を始めとする法定事項について、景観行政団体である市町村の区域を除く北海道全域を対象区域として、「北海道景観計画」を策定しました。

このような経緯を踏まえ、本ビジョンは、北海道全域において、景観に関し道民がともにめざす姿を掲げるとともに、めざす姿の実現に向けて道が取り組む基本方針と施策の展開方向を示すものです。

今日、成熟した社会を迎えたわが国においては、心の豊かさや暮らしの質を重視するライフスタイルへの志向が高まっており、環境と調和した持続可能な地域社会の構築が求められているところです。

このような社会の動きの中で、地域らしさを尊重し、地域の人々の協働によって、守り、創り、整えられる「良好な景観」は、地域への誇りや愛着を育み、観光や産業の活性化、地域間の交流の促進に大きな役割を担うものです。

本道においても、環境と経済が調和し、人と地域が輝く北海道づくりをめざしていくため、「良好な景観」をかけがえのない道民共有の財産として守り、育て、その価値を高めて、将来にわたって享受できるよう未来の道民に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

こうした考え方に立ち、これからの北海道の将来を展望しながら、豊かさや潤いのある暮らしや魅力ある地域社会が築かれている「美しい景観のくに、北海道」をめざして、その基盤となる「良好な景観」を形成するための施策を、本ビジョンに定めた基本的な展開方向に基づいて推進していきます。

## 第1章 良好な景観の形成のための視点

景観は、人々の生活や事業活動等の営みと自然、歴史、文化等が重なりあって形をなすたただずまいのことです。景観には、人々が何を大切にし、どのようなルールで暮らしているか等の価値観やライフスタイルそのものが表れてきます。

北海道においては、広大な自然が市町村の境界を越えて存在する広域性、さまざまな自然、歴史、文化が重なり合う多様性が存在し、これらの景観特性のもと、農山漁村の景観、住宅地や市街地の景観、商業地の景観など、北海道特有の景観が形成されてきました。

そこには、広大で密度の高い自然と快適な都市生活の両者を享受できる暮らし、また、厳しい自然環境と向き合いつつ、自然と共生する中から生まれてきた素朴な暮らし、といった、北海道に暮らす人々のライフスタイルの特性が反映されています。

このように景観は、地域の歴史をものがたり、人々の暮らしと文化の積み重ねを反映し、環境と地域社会との関係が表れるものです。

これからの北海道において、単なる表層の美しさだけではなく、そこでしか味わえない感動や安らぎを感じさせる、良好な景観を形成していく際に、次のような視点を持つことが必要です。

### 【地域らしさの視点】

良好な景観は、住む場所、訪れる場所として、人を惹きつけ、感動を与える場所となり、そこで生産された物の価値を高めるなど、経済活動の活性化、交流・定住人口の増加、コミュニケーションの機会の増加を生み出していく、地域固有の価値となるものです。

地球規模で様々な活動や情報がグローバル化している時代において、地域のアイデンティティ、すなわち地域固有の価値は、地域の魅力を計る上での大きな要素の一つです。

北海道の良好な景観は、日本の中において、またアジアの中、世界の中にあっても、地域固有の価値として認められるものであり、今後さらに、北海道の特性を最大限活かし、「地域らしさ」を大切にしたい景観づくりによって北海道をより魅力ある地域にしていくことが、これからの時代の新たな発展への基盤となります。

### 【協働の視点】

良好な景観は、人々の生活や事業活動などの営みと豊かな自然や歴史、文化等が良い状態で共存し、重なりあっている、環境と地域社会が調和した姿を映し出すものです。

そして、良好な景観を形成するためには、生活する人や生産や事業を行う人、景観づくりを支援する人など、地域に関わる様々な人々が力を合わせていく必要があります。

平成20年7月に洞爺湖町などにおいて開催された「北海道洞爺湖サミット<sup>※</sup>」は、「環境との共生」をテーマとして、道民一人ひとりが身近なところから環境問題を考え、様々な分野で環境に配慮した行動を実践することにより、地域みんなの協働による環境運動へとつながっていくことを実感できる良い機会となりました。

景観づくりにおいても同様に、住民や行政、企業、公益法人をはじめとする各種団体、専門家などの様々な立場の人々や、環境や産業、教育、文化など多様な分野に携わる人々が、対話を

重ね、共通の目標を持ち、適切に役割を分担しながら、連携し、助け合うこと、すなわち「協働」することが大切です。

地域に関わる多様な主体が、地域らしい良好な景観のイメージを共有し、力を合わせていくことは、魅力ある地域をつくる大きな力を生み出すことにつながっていきます。

### 【継続の視点】

良好な景観は、短い期間で出来上がるものではなく、不断に手をかけ、守り、創り、整えていくという、継続した取組によって生み出されていくものです。長い歴史の中で変わらぬ姿の自然や歴史的まちなみも、日々の保全活動や維持管理によって守られているものであり、また、失われた自然を再生したり、雑然とした市街地を徐々に調和のとれたまちなみにしていくことも、日々の継続した取組によってなされるものです。

このような地域では、多くの人々が、自分たちのライフスタイルに誇りを持って地域づくりに取り組み、世界規模で志のある人々を惹きつけるとともに、良好な景観が故郷を大切にする感性豊かな人を育てます。そして、その新たな担い手が地域らしい良好な景観を守り、創り、整えていくという、世代を超えた継続の仕組みが生まれます。

このように、時を重ねて「継続」して景観づくりに取り組んでいくことは、北海道が将来にわたって持続可能で豊かに暮らせる地域となることにつながっていきます。

以上のことから、北海道の良好な景観の形成には、

- ・地域の個性や価値を認め合う、「地域らしさ」を大切にする視点
- ・多様な主体が目標を共有し、知恵や力を合わせ、大きな力を生み出す「協働」の視点
- ・地道な日々の取り組みを継続することで、持続可能な地域をつくる礎となる「継続」の視点

という3つの視点を大切にして取り組んでいくこととします。

## 第2章 めざす姿

### 1 めざす姿「美しい景観のくに、北海道」

北国らしい家が建ち並び、沿道には季節の花や緑が手入れされている住宅地の景観や、開拓によって形づくられた格子状の区画などの歴史が息づく豊かな田園の景観、炭鉱や鉄鋼業など産業の発展により形成された市街地の景観、アイヌの伝統と近代開拓の歴史が重なる文化的景観、世界的にも認められた、知床世界自然遺産※をはじめとした自然景観など、地域らしさを醸し出す様々な「良好な景観」が、北海道の各地に存在しています。

すべての道民がともに力を合わせ、「良好な景観」が北海道全体に形成され、点から線、線から面へと広がり、お互いが影響し合いつながり合って、それぞれの魅力が光り輝き、そして時を経て成熟していく「美しい景観のくに、北海道」をめざします。

#### 【めざす姿のイメージ】

・北の大地に広がる、緑豊かな平野や森林、山並み、神秘的な湖沼、河川、一面が白一色で覆われた雪原、流氷が到来する冬の海岸など、雄大な自然が最大限活かされ、その地域固有の歴史・文化・風土などを地域の人々が共有の財産として大切にしており、個性や特性が活かされた魅力溢れる地域が全道各地に形成されています。

・雄大な山や河川、森林、海岸などを背景に、パッチワークのような畑が広がる豊かな農地や、何キロにも渡って重なり合いながら続く防風林、自然と調和しつつ賑わいのある港や漁村、北国らしいデザインや色彩が調和した建物などが建ち並ぶ緑豊かな市街地など、北海道の広大なスケール感を活かした一体的、連続的な景観が形成されています。

・そこに暮らす人々が、自然や郷土に愛着と誇りを持ち、目標や理念を共有して、その地域にふさわしいルールをつくり、実践しているとともに、制度づくりや資金協力、マンパワー、アドバイスなど、必要な支援が提供されるよう、行政機関や民間企業、活動団体などが協働で取り組んでいます。そのことによって、どこでも地域らしさを活かした景観づくりが進められています。

・景観づくりを通して、環境保全や観光振興、地域ブランドの創出、商店街の活性化、住環境の向上などが図られ、様々な分野での人々や経済の交流が生まれ、人口減少社会においても持続可能な安らぎと希望に満ちた地域社会が形成されています。

・日々の継続した景観づくりが積み重ねられ、次の世代に引き継がれ、時を重ねても色あせず、時の経過によって成長、成熟した景観が形成されています。

・建物などを建築したり、土地を開発したりする際には、周辺景観との調和や地域の良好な景観資源※への眺望に配慮することを常識とし、北海道のどの地域においても良好な景観が広がっています。

・良好な景観の中で日々の生活を送ることは、豊かなライフスタイルの実現であるとともに、豊かな心を育てる情操教育そのものとなっています。さらに、こうした環境の中で育った子供たちが、地域に誇りと愛着を持ち、良好な景観づくりを実践していくという良い循環の中で、地域の魅力が創り出され、地域が維持されています。



## 2 めざす姿の実現に向けた基本姿勢

「美しい景観のくに、北海道」を実現させるためには、地域に関わる多様な主体が協働し、次の基本姿勢を持って取り組んでいく必要があります。

### 基本姿勢1: 地域らしさを尊重し、活かしていきます

地域の自然や歴史、文化等が織り重なることにより、そこでしか生まれない、愛着や誇りの持てる良好な景観が形成されます。そうするために、生活する人の目、外から訪れる人の目も加えながら、地域の特性を知り、地域らしさとは何かを考え、育んでいく景観づくりに取り組みます。

北海道では、これまでも生活に根ざした<sup>き</sup>生成りの景観を大切にしてきました。むやみに飾り立てたり、形だけを真似するのではなく、地域の素材を活かし、地域にふさわしい色彩を活用し、環境と共生したライフスタイルや生産の姿が映し出された景観を、「地域らしさ」として大切にしていきます。

### 基本姿勢2: みんなが知恵や力を出し合います

景観づくりには、住民や行政、企業、公益法人をはじめとする各種団体、専門家など様々な立場の人が知恵を出し合い、環境や産業、教育、文化など様々な分野からのアイデア、力を寄せ合っていくことが大切です。

様々な立場や分野の人が、話し合いの場を持つことで、地域の景観の成り立ちや特性に気づき、様々な目線から地域らしさのイメージを模索し、確認し合いながら、めざす姿の実現に向けての役割分担や支援の内容などについて考え、その地域にふさわしい協働のカタチをつくっていくことを大切にしていきます。

### 基本姿勢3: 日々のたゆみない積み重ねを大切にします

暮らしの中の身近にある景観も、観光名所の風光明媚な景観も、良好な景観を創り、価値を高めていくのは、地域の人々の日々の活動の積み重ねです。一人ひとりの活動は小さなものであっても、多くの人を巻き込み、たゆまず継続していくことで、大きな成果につながっていきます。

景観づくりにおいては、人と人との結びつきも培われていきます。地域の活動のネットワークの広がりが、より深い充実感を生み、成果や喜びを分かち合う仲間がいることが継続への力となります。

時間をかけ、創り上げていくプロセスをみんなで楽しみながら、一つひとつ丁寧に、身の丈にあった活動をたゆみなく継続していく、堅実な取組を大切にしていきます。

## 3 各主体の役割

めざす姿を実現していくためには、そこで生活する人や生産や事業を行う人、維持管理や整備を行う人などがそれぞれの役割を認識し、お互いに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。また、北海道を訪れる人も、良好な景観を守り、創り、整える一員として期待されます。

### ○道民の役割

- ・道民一人ひとりが、自分たちの暮らしの場が安らぎのある快適な空間となるよう、また、訪れる人が北海道の魅力を感じられるよう、日々の暮らしの中での身近な景観づくりを実践し、地域の協働による景観づくりに積極的に参加、協力することが期待されます。
- ・次の世代へと引き継がれ、継続されていくよう、子供たちへの景観教育や新たな景観づくりの担い手を育成していくことが期待されます。

### ○事業者の役割

- ・事業活動が周辺環境と調和するよう配慮し、地域での協働の景観づくりに積極的に参加することが期待されます。
- ・農林水産業等に携わる事業者には、その生産活動の場が良好な景観を有することにより、生産物の付加価値や観光資源としての価値が増すことを意識し、景観づくりに取り組んでいくことが期待されます。
- ・観光に携わる事業者は、良好な景観が観光資源の価値や魅力を向上させることを意識し、訪れる人、生活する人の両者に配慮しながら、良好な景観づくりに積極的に参加することが期待されます。
- ・建築や土木、造園、屋外広告物等の景観に深く関わる事業者には、景観づくりのための技術やデザインの向上に努め、地域らしい良好な景観づくりに専門的な知識や技術を活かすことが期待されます。

### ○市町村の役割

- ・それぞれの地域における景観づくりの課題や地域の要望を的確に捉え、住民の理解を得ながら、景観条例の制定や景観計画などの策定によって景観づくりの基本的方向を定め、必要な景観施策に主体的に取り組むことが期待されます。
- ・広域的な景観づくりにおいては、共通の指針に沿った取組を実践するため、近隣の市町村や関係団体と連携を図ることが期待されます。

### ○道の役割

- ・北海道の景観特性である広域性と多様性を大切にしながら北海道らしい景観づくりに取り組みます。
- ・北海道のどの地域においても地域らしい景観づくりが進められるよう、規制・誘導などの制度を活用し、良好な景観の形成において一定の質が確保されるような仕組みの基盤づくりを行います。
- ・地域が主体となった景観づくりが進められるよう、市町村や活動団体などの相互調整や支援を行います。

### ○来訪者等の役割

- ・北海道を訪れる観光者や滞在者、又は、道外にいながら北海道を愛し、応援してくれる人は、地域の魅力を発見し、その価値を地域の人と共有するとともに、地域の良好な景観が損なわれないよう、景観の保全や景観づくりに参加し、協力することが期待されます。

### 第3章 基本方針と施策の展開方向

道は、このビジョンのめざす姿を実現していくため、多様な主体と連携・協力しながら、良好な景観を形成するための仕組みの基盤づくりや相互調整、地域支援の施策を展開していきます。

めざす姿の実現に向けて取り組む基本方針として、①一体性と連続性のある広域景観づくり、②協働による多様な景観づくり、③戦略的な活用を図るための景観づくり、④地域の総合的な質を高めるための景観づくり、⑤景観づくりを支える人づくり、の5つの方針を設定し、その方針ごとに施策の展開を図っていくこととします。施策については、景観法や道景観条例に基づく施策のほか、資料編に掲載する計画・指針等に位置づけられているものも併せて掲げています。

なお、経済社会情勢の変化などにより、必要に応じて施策の展開方向を見直すこととします。

#### 基本方針1 一体性と連続性のある広域景観づくり

道は、地形や地質、気候、歴史、文化などの共通性から捉えた広域の景観について、これまでもシーニックバイウェイ北海道<sup>※</sup>など、様々な景観づくりの活動と連携し、広域景観形成推進地域<sup>※</sup>の指定による広域景観づくりを推進してきました。

これからも、景観の特性に配慮し、一体性と連続性を保ちつつ、本道の雄大な大地と人々の営みにふさわしい広域景観づくりを全道各地に展開させ、さらに取組を充実させていくため、地域の特性や取組の進捗状況に応じた支援を推進します。

#### 【施策の展開方向】

##### ○広域景観づくりの意識の共有

広域で景観づくりに取り組むに当たっては、守るべき景観資源の発掘や評価、価値の共有を図り、広域で景観づくりに取り組むメリットなどの情報発信や目標像の構築に向けての意識啓発など、広域景観づくりへの機運醸成を図ります。

- ◆ 地域ブランドの創出など、広域景観づくりの効果やメリットを道民や事業者、市町村に情報発信し、地域の景観資源について意識の共有化を図るなど、地元の景観づくりに対する機運の醸成を図ります。
- ◆ 北海道の豊かな自然や田園、歴史的・文化的遺産、景観上重要な建造物、樹木などの景観資源や、それらを眺めることができる場所(眺望スポット)などについて情報発信し、広域景観づくりの意識啓発を図ります。

##### ○広域景観づくりに向けた体制づくり

広域景観形成推進地域の指定及び指定地域における指針の策定に向けて、広域景観づくりを協働で行っていくための体制づくりを推進します。

- ◆ 広域景観づくりに取り組む市町村や活動団体、公共施設管理者、地域住民等で構成する話し合いの場づくりを推進します。
- ◆ 地域の意見を踏まえ、広域景観形成推進地域の指定を行うとともに、指定地域における景観づくりのルールとなる広域景観形成指針を策定します。

## ○広域景観づくりの推進

広域景観形成推進地域における景観づくりを進めます。

- ◆ 地域における様々な景観づくりの取組との連携を一層進め、広域景観形成推進地域の活動の広がりや内容の充実を図ります。
- ◆ 広域景観形成推進地域の実情に応じて、良好な広告景観を形成するため、市町村の条例、計画等や地域住民による景観づくりの取組との整合性を図りながら、良好な広告景観形成のための地域指定<sup>※</sup>を行うなど、屋外広告物の規制・誘導を行います。
- ◆ 景観法に基づく建築物等の規制・誘導など、広域景観形成推進地域において必要な制度が活用できるよう、支援します。

### 基本方針2 協働による多様な景観づくり

北海道は、広大な大地の中で、アジアや日本の他の地域と異なる自然や歴史、文化を持ち、日々の営みや生業<sup>なりわい</sup>を映し出した、自然景観や田園景観、都市景観など地域ごとの多様な景観を守り、創り、整えてきました。

また、地域の景観づくりにおいて独自のルールを定めたり、地域の主体的な活動の充実が図られるなど、積極的に景観づくりに取り組む地域が各地でみられるようになってきています。

景観づくりに主体的に取り組む様々な立場や分野の人々が、各地域の特性や取組の進捗状況にあわせて、協働の体制をつくり、地域の自然や歴史、文化が織りなす地域固有の多様な景観づくりが行えるよう、支援します。

## 【施策の展開方向】

### ○多様な景観づくりの機運の醸成

地域の良好な景観資源や景観づくりに関する意識の共有を図り、多くの人々が景観づくりに関心を持ち、参加できるよう促します。

- ◆ 自然公園や知床世界自然遺産、北海道遺産<sup>※</sup>、産業遺産、文化財、歴史的建造物などの景観資源や、それを眺めることができる景観スポットなどの情報を発信し、景観づくりへの意識啓発や景観づくりへの参加を促進します。
- ◆ 景観づくりの取組事例について情報発信し、各地域において景観づくりが展開されるよう促進します。

## ○協働の体制づくり

景観づくりに関する情報を住民や行政、企業、公益法人をはじめとする各種団体、専門家などが共有し、ともに知恵を出し合い、話し合いを重ねながら景観づくりを進めていく、協働の体制づくりを支援します。

- ◆ 景観法に基づき指定する景観整備機構※や景観協議会※の設置を進めます。
- ◆ 企業が地域の景観づくりを支援する体制づくりを進めます。
- ◆ 景観法に規定する景観協定※の活用について情報提供を行い、必要な地域において活用が図られるようにします。
- ◆ 花や樹木を地域の住民が協働で育てる活動を支援します。

## ○多様な景観づくりの取組への支援

地域の住民が、その地域の景観に対して共通の認識をもち、十分な協議を経ながら景観づくりを進めることができるよう、市町村や景観づくりに取り組む団体などと連携、協力し、地域のルールづくりを促進します。

また、市町村が景観行政団体となって独自の景観づくりの方針を定め、主体的に景観づくりに取り組んでいけるよう支援します。

- ◆ 市町村が、景観法の活用による良好な景観の形成に向けた施策を進めることができるよう景観行政団体への移行、景観計画策定などへの助言を行います。
- ◆ 自然や文化を活かした地域づくりに取り組んでいる団体が、必要に応じて景観づくりに関するアドバイスを受けられる環境を整えます。
- ◆ 空き店舗の活用や、周辺との調和が図られた広告など、賑わいのある商店街への再生の取組を支援します。
- ◆ 市町村において、建築物の形態意匠などについての制限区域を定める景観地区の指定や、屋外広告物に係る地域の自主的なルールを策定できるよう、必要な情報を提供します。
- ◆ 違反広告物の簡易除却(政令市及び中核市を除く全市町村に権限移譲済み。)に係る標準的なマニュアル等を作成するなどして、市町村の違反広告物簡易除却の取組を支援します。
- ◆ 市町村(政令市及び中核市を除く。)への屋外広告物事務・権限移譲に当たっては、市町村の意向を十分に尊重するとともに、移譲後においても、事務処理方法等を示したマニュアル等を提供し、事務処理の個別指導を行うなど、移譲事務の適切な遂行を支援します。

### 基本方針3 戦略的な活用を図るための景観づくり

良好な景観の形成は、自然環境の保全、地域産業の振興、潤いのある豊かな暮らしの実現など幅広い分野に関わるものです。

北海道の豊かな自然や、地域の自然とうまく調和した産業が形づくる景観が、生産物や観光地などの価値を一層高めている事例もみられます。環境や暮らし、食や観光などを支える重要なものとして、景観づくりを様々な施策に戦略的に位置づけて推進します。

#### 【施策の展開方向】

##### ○「エコアイランド北海道<sup>※</sup>」につながる景観づくり

自然景観は、単に見た美しさだけではなく、森林の保全や生態系の保全、二酸化炭素の吸収など、自然との共生を基本とした環境の保全と深く関連します。

北海道の自然景観や自然と共生した市街地景観の美しさを、アジアにおける環境先進地域として国の内外に情報発信するとともに、美しい自然景観を通じて意識の共有を図り、環境と共生した景観づくりを進めます。

田園、住宅地、市街地の景観をさらに魅力的に維持、保全、創造していくことで、暮らしてみたい潤いのある住環境の形成を図り、定住や移住、二地域居住<sup>※</sup>を促進します。

- ◆ 自然公園等の豊かな自然の保全や整備を進め、美しい自然景観の維持に努めます。
- ◆ 国土の保全や水源のかん養、生物多様性や自然環境の保全、文化の創造、森林資源の循環利用など、多様な機能を持つ森林を適切に整備することにより、緑豊かな森林を活かした景観づくりを進めます。
- ◆ 青い空やおいしい空気、澄んだ水などの環境の保全の取組を推進し、環境と共生した景観づくりを進めます。
- ◆ 省エネや地産地消<sup>※</sup>、資源リサイクル、二酸化炭素の排出抑制、再生可能エネルギー<sup>※</sup>の活用など、資源の有効利用が進められたクリーンな大地を活かした景観づくりを進めます。
- ◆ 自然環境の豊かな地域でゆとりある生活を営む優良田園住宅の推進など、豊かな田園景観づくりを進めます。
- ◆ 水辺空間や緑化空間などがある都市公園、街路などの維持、保全、再生、創造などにより、身近に自然を感じることでできる市街地の景観づくりを進めます。
- ◆ 史跡、名勝、天然記念物など<sup>※</sup>の文化財を保全、活用した景観づくりを進めます。

## ○「食のブランド・北海道※」につながる景観づくり

豊かな大地ときれいな水・空気に恵まれ、多様な生物が生息する農村の景観は、住む人、訪れる人にうるおいとやすらぎを与えるとともに、安全でおいしい農産物が生産されている様子を消費者に伝えるものです。

また、新鮮で品質の高い本道の水産物は、厳しい北の海の自然と調和した漁村の景観と相俟って、地域ブランドを形成しています。

北海道の豊かな農産物や水産物の価値をさらに高めるよう、自然と調和した農村・漁村の景観を維持し、より魅力的に創造していきます。

- ◆ 自然と農地、農業用施設などが調和した美しい農村景観の維持、保全を進めます。
- ◆ 環境と調和した農業生産を通じ、美しい農村景観の創出、保全を進めます。
- ◆ 市町村の景観農業振興地域整備計画の策定を促進し、美しい農村景観づくりを進めます。
- ◆ 自然環境や漁業用施設、親水空間などが調和した美しい海岸や漁港、湖沼景観の維持、保全、再生を進めます。

## ○「感動のくに・北海道※」につながる景観づくり

国内外から訪れる人々に感動を与え続けることができる観光地をめざし、北海道の特性を活かした景観づくりを進めます。

- ◆ エコツーリズム※など、自然を生かした体験型観光の推進が図られるよう、自然景観の維持、保全を進めます。
- ◆ グリーンツーリズム※やマリンツーリズム※の推進が図られるよう、美しい農村景観や漁村景観づくりを進めます。
- ◆ 魅力的な冬の観光の推進が図られるよう、北海道の気候風土や文化を活かした景観づくりを進めます。
- ◆ 日々の暮らしを豊かにし、人々の交流や、訪れる人に感動を与える花を活かした景観づくりを進めます。
- ◆ 北海道遺産構想の推進などによる、北海道の歴史や文化を活かした景観づくりを進めます。
- ◆ ドライブ観光の推進が図られるよう、シーニックバイウェイ北海道の取組など、協働による沿道景観づくりを進めます。

#### 基本方針4 地域の総合的な質を高めるための景観づくり

良好な景観は、自然環境や豊かな農地、文化や歴史を感じる建造物など多様な要素によって形成されるものであり、地域らしさが育まれ、全体が調和することにより、他の地域にはない個性や魅力、固有の価値を生み出し、地域の質を総合的に高めるものです。

北海道全体で良好な景観づくりを進めていくためには、地域の様々な景観資源を維持、保全、再生することが大切であり、景観を阻害する要因の規制や調和のとれた景観への誘導などに取り組み、地域の総合的な質の向上を図ります。

#### 【施策の展開方向】

##### ○景観資源の維持・保全・再生等

景観の主要な構成要素である景観資源について、道民共有の財産として維持、保全、再生されていくよう取組を進めます。各種事業の本来の目的を踏まえ、効果を確保しながら、地域におけるまちづくりの取組や環境の保全に資するような、景観に配慮した公共事業の展開を進めます。

- ◆ 山地や海岸、河川、湖沼など、景観資源となる自然環境の維持・保全・再生を進めます。
- ◆ 流域の特性に応じた水質や水量、水生生物、水辺地などを含む環境を保全し、健全な水循環の確保を進めます。
- ◆ 景観資源となる農地や農業用施設の維持・保全を進めます。
- ◆ 誰もが景観を楽しむことができる展望地、道路や遊歩道からのビューポイント※など、優れた視点場の維持・保全等を進めます。
- ◆ 文化的・歴史的建造物の維持・保全・再生や、文化財の保存・活用を進めます。
- ◆ 景観法を活用した景観重要建造物及び景観重要樹木の指定による景観資源の維持・保全等を進めます。
- ◆ 地域性に配慮した建築物等の表彰を行うなど、北海道の気候風土に根ざした建築物の普及を促進します。
- ◆ 地域の気候風土や身近な素材を活かした地域らしい住宅の普及やまちなみの形成を進めます。
- ◆ 空き店舗・空き地の有効活用など、賑わいと魅力のある中心市街地の活性化を進めます。
- ◆ 北海道らしいライフスタイルを反映した魅力あるまちなか居住や既存住宅地の更新、再生を進めます。
- ◆ 北海道景観計画※に定める景観重要公共施設※においては、地域の景観づくりに配慮しながら事業を推進します。
- ◆ 北海道公共事業景観形成指針※に沿った公共事業を推進します。
- ◆ 電線類の地中化や空き缶等のごみの散乱防止などの取組を進めます。



## ○制度を活用した景観づくり

景観法等を活用した行為の制限や景観を阻害する要因への対応などを行います。

また、景観を構成する重要な要素である建築物や屋外広告物などを、周辺の景観と調和するよう、適正な規制・誘導を行うことにより、多くの人々を惹きつけ、地域で暮らし働く人々が誇りに思えるような、賑わいや落ち着きが感じられる景観を形成します。

地域において、良好な景観を評価し、専門家によるアドバイスが受けられるような体制づくりを促進します。

- ◆ 地域において、景観協議会の立ち上げを促進します。
- ◆ 景観法に基づく行為の届出制度など、各種法令・条例に基づく手続きを通じて、質の高い景観への誘導を行います。
- ◆ 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するため、屋外広告物の表示等について必要な規制を行うとともに、屋外広告業登録制度の適切な運用を図ります。
- ◆ 北海道景観条例に基づき、良好な景観の形成を著しく阻害していると認められる建築物等への必要な措置を行います。
- ◆ 特に主体的に良好な広告景観の形成に取り組んでいる地域や、新たに良好な広告景観の形成に取り組む地域について、良好な広告景観形成のための地域指定を行い、重点的な広告景観形成を行います。
- ◆ 調和が図られたまちなみを形成するため、地区計画などを活用した建築物などの規制・誘導を促進します。

### 基本方針5 景観づくりを支える人づくり

景観づくりが世代を超えた息の長い取組として継続されるためには、道民一人ひとりの身近な景観づくりの積み重ねと、その活動を支える人づくりが大切です。

多くの人に景観づくりや良好な景観の価値を知ってもらうための普及啓発や、地域の景観づくりを担う人材の育成、景観づくりの活動を広げ深めていくための情報共有や活動の連携などのネットワークづくりを進めます。

#### 【施策の展開方向】

## ○景観づくりの普及啓発

身近な暮らしの中の景観において、感動や安らぎを感じられるような体験の場を増やし、多くの人に景観づくりの大切さや楽しさについて知ってもらう機会の充実を図ります。

また、景観づくりの取組事例や活動内容について情報発信し、良好な景観への共通の価値観を持つことができるよう促進します。

- ◆ 景観を楽しむスポットを歩いて巡るフットパス※や、個人の庭を鑑賞できるオープンガーデン※巡り、まちなかの建物や名所、まちなみ散策など、歩いて景観を楽しむ機会の充実を進めます。
- ◆ ガーデニング教室や森林教室など、身近な場所での緑化や庭づくりに触れられる機会の充実を進めます。
- ◆ まちづくりやまちなみづくりの表彰において、モデルとなる良好な景観の具体事例についての情報発信を進めます。

### ○景観づくりを担う人材の育成

道民の共有財産である良好な景観を将来にわたって引き継いでいくために、本道の未来を担う子供たちが景観づくりについて学ぶ機会の充実や、地域の活動の核となる人材の養成など、地域の人々が自ら景観づくりを行っていけるような環境づくりを進めます。

- ◆ 子供から大人までが様々な場において、地域らしさを活かした景観の維持、保全、創造の大切さを学ぶことができるよう、環境保全や歴史・文化の振興など、良好な景観づくりにつながる様々な分野の学習や体験の機会の充実を進めます。
- ◆ 屋外広告物講習会の開催などを通じ、屋外広告業者の資質の向上を図るとともに、屋外広告物の製作・施工に関する総合的な知識や技術を有する屋外広告士の養成に努めます。
- ◆ フラワーマスター認定制度※を活用し、花のまちづくりの担い手育成を推進します。
- ◆ 建築士や、建設業者、屋外広告物事業者、造園業者などの専門技術者が、景観デザイン等に関する知識を共有することができるよう、関係団体との連携を図りながら、継続的な学習の機会を持つための仕組みを検討します。

### ○景観づくりのネットワークの形成

景観づくりに関する情報やアドバイスを必要に応じて受けることができ、経験や実績、アイデアが他の地域の景観づくりにも役立てられるよう、ネットワークの形成を図ります。

- ◆ 良好な景観の形成に関する調査や情報収集を行い、効果的な施策の実施に役立てていきます。
- ◆ 景観づくりに関わる団体や担い手が、その活動を広げ、継続していくことができるよう、活動の紹介や情報交換を行うことのできる機会の充実を図ります。

## 第4章 ビジョンの推進

### 1 関連部局の連携

ビジョンを着実に効果的に推進するために、庁内関連部局間で施策の進め方等について協議するなど、連携を密にし、景観をキーワードにした戦略的な地域再生、持続的な地域づくりに向けて全庁的に取り組むことで、効果的な施策の実施を図ります。また、施策の進捗を測る目安として、指標の例を掲載します。

### 2 施策の進め方

計画期間における施策の展開を着実に実施していくため、基本方針ごとの施策の進め方を示します。

#### 【基本方針1 一体性と連続性のある広域景観づくり】

展開方向	前期(H20～24年度)	後期(H25～29年度)	指標の例
広域景観づくりの意識の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広域景観づくりに関する情報発信</li> <li>◆ 意識啓発などのセミナーの開催</li> <li>◆ 景観資源や景観スポットに関する情報発信</li> </ul>	前期の内容を評価し、継続・内容の変更を検討して実施	<p>■ 広域景観形成推進地域の市町村数</p> <p>地域からの申出を受け、北海道景観条例に基づき、道が指定した地域の市町村の数</p> <p>H19 7市町村→ H29 18市町村</p>
広域景観づくりに向けた体制づくり	<p>候補地域(東オホーツク地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 話し合いの場づくり</li> <li>◆ 広域景観形成推進地域の指定及び指針の策定</li> </ul>	<p>次期候補地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 話し合いの場づくり</li> <li>◆ 広域景観形成推進地域の指定及び指針の策定</li> </ul>	
広域景観づくりの推進	<p>広域景観形成推進地域(羊蹄山麓広域景観形成推進地域など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 複数の広域景観づくりの取り組みとの連携</li> <li>◆ 良好な広告景観形成のための地域指定など、実情に応じた屋外広告物の規制・誘導</li> <li>◆ 景観法を活用した建築物等の規制、誘導など</li> </ul>	前期の内容を評価し、継続・内容の変更を検討して実施	

【基本方針2 協働による多様な景観づくり】

展開方向	前期(H20～24年度)	後期(H25～29年度)	指標の例
多様な景観づくりの機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆景観資源や景観スポットに関する情報発信</li> <li>◆景観づくりの情報発信</li> </ul>	<p>前期の内容を評価し、継続・内容の変更を検討して実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■景観づくりに関する活動団体数</li> </ul> <p>道内で活動する特定非営利活動法人(NPO法人)のうち、環境保全、文化振興、まちづくりなど景観づくりにつながる活動を実施する団体の数</p>
協働の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆整備機構の設置検討</li> <li>◆整備機構の設置</li> <li>◆景観協議会の立ち上げに関する検討</li> <li>◆モデル地域における景観協議会の立ち上げ</li> <li>◆企業とタイアップした制度検討</li> <li>◆企業とタイアップした制度の実施</li> <li>◆景観協定の活用促進</li> <li>◆花や樹木を地域の住民が協働で育てる活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆設置に向けた調整</li> <li>◆整備機構の設置</li> <li>◆整備機構の活動支援</li> <li>◆全道各地における景観協議会の立ち上げ促進</li> <li>◆民間団体への移行検討</li> <li>前期の内容を評価し、継続・内容の変更を検討して実施</li> </ul>	<p>H19 265団体→ H29 400団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■景観づくりの活動を支援する企業として登録した数</li> </ul> <p>地域の景観づくりの活動を協働したり、支援したりする企業として道が登録した企業の数</p> <p>H19 0社→ H29 100社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■景観行政団体数</li> </ul> <p>景観法に定める景観行政団体となっている道内の市町村の数</p>
多様な景観づくりの取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村の違反広告物簡易除却の取組支援</li> <li>◆違反広告物簡易除却マニュアルの策定</li> <li>◆市町村の屋外広告物事務権限移譲に係る事務遂行支援</li> <li>◆屋外広告物許可事務等処理マニュアルの策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆景観行政団体への移行、景観計画策定などへの助言</li> <li>◆景観づくりに関する必要なアドバイスが受けられる環境づくり</li> <li>◆空き店舗の活用など賑わいある商店街への再生支援</li> <li>◆建築物や屋外広告物の自主的なルール策定の支援</li> <li>前期の内容を評価し、継続・内容の変更を検討して実施</li> </ul>	<p>H19 11団体→ H29 39団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■道民との協働により育てる樹木の本数</li> </ul> <p>道民参加型イベントなどにおいて、協働により植樹・育樹された樹木の本数</p> <p>H16～18 植樹・育樹の合計 264万本 → H20～39年度 累積4,000万本 [北海道森林づくり基本計画より]</p>

【基本方針3 戦略的な活用を図るための景観づくり】

展開方向	前期(H20～24年度)	後期(H25～29年度)	指標の例
<p>「エコアイランド北海道」につながる景観づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然公園等の豊かな自然の保全による自然景観の維持</li> <li>◆ 森林の適切な整備による緑豊かな森林景観づくり</li> <li>◆ 環境保全の取組による環境と共生した景観づくり</li> <li>◆ 省エネ、地産地消、リサイクルなど資源の有効利用が進められたクリーンな大地を活かした景観づくり</li> <li>◆ 優良田園住宅の推進などによる、豊かな田園景観づくり</li> <li>◆ 自然を感じる都市公園、街路などによる市街地景観づくり</li> <li>◆ 史跡、名勝、天然記念物などの文化財を保全、活用した景観づくり</li> </ul>		<p>■ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">針葉樹・広葉樹の混合、樹齢・樹高の異なる樹木の混合により構成された森林の造成面積</p> <p>H18 50万ha→ H29 61万ha [北海道森林づくり基本計画より]</p>
<p>「食のブランド・北海道」につながる景観づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 美しい農村景観の維持、保全</li> <li>◆ 環境と調和した農業生産を通じた美しい農村景観の創出、保全</li> <li>◆ 市町村の景観農業振興地域整備計画の策定促進</li> <li>◆ 美しい海岸、漁港、湖沼景観の維持、保全、再生</li> </ul>		
<p>「感動のくに・北海道」につながる景観づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ エコツーリズムの推進が図られる自然景観の維持、保全</li> <li>◆ グリーンツーリズム、マリンツーリズムの推進が図られる美しい農村景観、漁村景観づくり</li> <li>◆ 冬の観光の推進が図られる冬の気候風土や文化を活かした景観づくり</li> <li>◆ 日々の豊かな暮らしが人々の交流や、訪れる人に感動を与える花を活かした景観づくり</li> <li>◆ 北海道遺産などの歴史や文化を活かした景観づくり</li> <li>◆ ドライブ観光の推進が図られる協働による沿道景観づくり</li> </ul>		

【基本方針4 地域の総合的な質を高めるための景観づくり】

展開方向	前期(H20～24年度)	後期(H25～29年度)	指標の例
<p>景観資源の維持・保全・再生等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 景観資源となる自然環境の維持、保全、再生</li> <li>◆ 景観資源となる健全な水循環の確保</li> <li>◆ 景観資源となる農地や農業用施設の維持、保全</li> <li>◆ 展望地、ビューポイントなどの維持、保全等</li> <li>◆ 文化的・歴史的建造物の維持、保全、再生及び文化財の保存、活用</li> <li>◆ 表彰による地域性に配慮した建築物の普及の促進</li> <li>◆ 地域の気候風土や身近な素材を活かした地域らしい住宅の普及やまちなみの形成</li> <li>◆ 空き店舗・空き地の有効活用を図るなど、賑わいと魅力ある中心市街地の活性化</li> <li>◆ 北海道らしいライフスタイルを反映した魅力あるまちなか居住や既存住宅地の更新、再生</li> <li>◆ 地域の景観に配慮した景観重要公共施設の維持、保全等</li> <li>◆ 北海道公共事業景観形成指針に沿った公共事業の推進</li> <li>◆ 電線類の地中化や空き缶等のごみの散乱防止などの取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 景観重要建築物及び樹木の指定の要領作成</li> <li>◆ 景観重要建築物及び景観重要樹木の指定による景観資源の維持・保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ すぐれた自然地域の面積                     <ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園(国立公園・国定公園・道立公園)及び自然環境保全地域等の面積の合計</li> </ul> </li> <li>H18 892,946ha→</li> <li>H29 903,000ha</li> <li>[北海道環境基本計画(第2次計画)より]</li> <li>■ 「北方型住宅」の登録数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>「長寿命」「安心・健康」「環境との共生」「地域らしさ」など一定の基準を満たし、第3者機関に登録・保管された住宅の年間件数</li> </ul> </li> <li>H17 7件/年→</li> <li>H27 400件/年</li> <li>[北海道住生活基本計画より]</li> <li>■ 景観協議会の設置数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観の形成を図るため、景観形成の関係者が必要な協議を行う場である景観協議会の設置数</li> </ul> </li> <li>H19 0カ所→</li> <li>H29 4カ所</li> </ul>
<p>制度を活用した景観づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 景観協議会の立ち上げに関する検討</li> <li>◆ モデル地域における景観協議会の立ち上げ</li> <li>◆ 全道各地における景観協議会の立ち上げ促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 景観法に基づく行為の届出制度の実施</li> <li>◆ 屋外広告物の表示等についての規制、屋外広告業登録制度の適切な運用</li> <li>◆ 良好な景観を阻害する建築物等への必要な措置の実施</li> <li>◆ 良好な広告景観形成のための地域指定の推進</li> <li>◆ 地区計画などを活用した建築物などの規制、誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 良好な広告景観形成のための地域指定カ所数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観と屋外広告物の調和を図るために道が指定した地域の数</li> </ul> </li> <li>H19 34カ所→</li> <li>H29 48カ所</li> </ul>

【基本方針5 景観づくりを支える人づくり】

展開方向	前期(H20~24年度)	後期(H25~29年度)	指標の例
<p>景観づくりの普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ フットパスやオープンガーデン、まち歩きなど、歩いて景観を楽しむ機会の充実</li> <li>◆ ガーデニング教室、森林教室など、身近な場所で緑を育てる機会の充実</li> <li>◆ まちづくりやまちなみづくりの表彰による独自の取組の促進</li> </ul>	<p>前期の内容を評価し、継続・内容の変更を検討して実施</p>	<p>■フラワーマスター 認定登録者数</p> <p>フラワーマスターとして市町村から推薦され、道が認定し、市町村に登録された人の数</p> <p>H19 1,948 人→ H29 4,000 人</p>
<p>景観づくりを担う人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 継続的な学習機会等の仕組み検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子供から大人までが様々な場において学ぶことができる、景観づくりの学習や体験の機会の充実</li> <li>◆ 専門技術者向けの景観デザインに関する講習会の実施</li> </ul>	<p>■屋外広告物講習会 修了者数</p> <p>屋外広告業を営む人の技術の向上や知識の習得を目的に道が主催する講習会を終了した人の数</p> <p>H19 2,514 人→ H29 3,000 人</p>
<p>景観づくりのネットワークの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報交換の場の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 景観づくりの担い手同士の情報交換、活動の情報発信の機会の充実</li> </ul>	<p>■5年以上継続して活動している景観づくりに関する活動団体の割合</p> <p>基本方針2の指標「景観づくりに関する活動団体数」のうち、5年以上継続して活動している団体の割合</p> <p>H19 29%→ H29 67%</p>

## 資料編

### 1 関係する計画・指針等

計画名・指針名	部 名
国土利用計画(北海道計画)	企画振興部
北海道土地利用基本計画	〃
ほっかいどう社会資本整備の重点化方針	〃
北海道山村振興基本方針	〃
北海道過疎地域自立促進計画	〃
北海道過疎地域自立促進方針	〃
北海道離島振興計画	〃
渡島地域半島振興計画	〃
積丹地域半島振興計画	〃
北海道環境基本計画(第2次計画)	環境生活部
北海道環境宣言	〃
空き缶等の散乱防止に関する基本方針	〃
北海道環境教育基本方針	〃
北海道湿原保全マスタープラン	〃
自然公園公園計画(各公園ごと)	〃
北海道文化振興指針	〃
北海道観光のくにつくり行動計画	経済部
北海道グリーンツーリズム推進指針	〃
北海道アウトドア活動振興推進計画	〃
北海道小売商業振興方策	〃
大規模集客施設の立地に関するガイドライン	〃
北海道農業・農村ビジョン21	農政部
北海道農業・農村振興推進計画	〃
北海道農業・農村整備推進方針	〃
農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	〃
北海道農業農村整備環境配慮指針	〃
海岸保全基本計画	水産林務部
北海道水産業・漁村振興推進計画	〃
北海道森林づくり基本計画	〃
地域森林計画	〃
北の里山づくり構想	〃
北のみどり21プラン	〃
北海道教育推進計画	教育庁



計画名・指針名	部 名
北海道景観計画	建設部
北海道公共事業景観形成指針	〃
北海道都市計画マスタープラン	〃
コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	〃
北海道広域緑地計画	〃
北海道住生活基本計画	〃
北海道の川づくり基本計画	〃
河川整備基本方針	〃
河川整備計画	〃
建築局執行方針	〃

## 2 関連用語解説

### 【景観法】

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律(国土交通省所管、環境省等共管)。日本初の景観に関する総合的な法律として2004年6月制定(施行は12月)された。

内容としては、(1)良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務、(2)景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制、(3)景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全、(4)景観重要公共施設の景観計画に即した整備、(5)景観地区の指定等都市計画との調整、(6)景観協定、景観整備機構等の仕組み、などが規定されている。

なお、同法の制定と同時に、関連法の整備・改正が行なわれた(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律)。これらを総称して、景観緑三法という。

### 【北海道洞爺湖サミット】

日本が議長国となって平成20年7月に洞爺湖町で開催されたサミット。日、米、英、仏、独、伊、加、露8カ国の首脳及びEUの委員長が参加して開催された首脳会議のこと。

### 【知床世界自然遺産】

1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観そして自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つものを世界遺産という。

なお、世界遺産への登録の種類は、「自然遺産」、「文化遺産」、「複合遺産」に分類される。

自然遺産は、世界的な見地から見て鑑賞上又は学術上の価値を有する特徴のある自然の地域、学術上又は保存上の価値を有する脅威にさらされている動植物種の生息地、学術上などの価値を有する自然の風景地等、保全上顕著な普遍的価値を有するものを対象としている。

知床は、世界遺産の評価基準である「生態系」及び「生物多様性」に合致する普遍的価値を有すると認められ、日本において、屋久島、白神山地に続いて3番目の世界自然遺産として平成17年7月に登録された。

### 【地域の良好な景観資源】

山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等のうち、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たすものとして、景勝地の主要な見どころや地域のシンボルとして紹介され、地域で認められているもののこと。

良好な景観を形成する重要な役割を果たしているものには、自然的なものでは地域のランドマークとなる山並み、整然と耕作された農地など、また、人工的なものでは文化財、産業遺産、寺社仏閣、史跡、歴史的建造物及び各種表彰を受けた建築物などがある。

### 【広域景観形成推進地域】

北海道景観条例(北海道条例第56号)第13条の規定により、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる景観づくりを推進する必要があると知事が認め、指定する地域。

### 【シーニックバイウェイ北海道】

北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保

全、改善等による美しい景観づくり、活力ある地域づくり及び魅力ある観光空間づくりを行う取り組み。

景観その他の地域資源の保全・改善等に資する活動を行う民間の団体が組織されたルート運営代表者会議からのルート提案に基づき、道内の主たる経済団体や行政機関で構成されるシーニックバイウェイ北海道推進協議会が、シーニックバイウェイルートとして平成 21 年 1 月現在、7つのルートを指定している。

### 【良好な広告景観形成のための地域指定】

良好な広告景観の形成を図るため、地域の景観と屋外広告物の調和を図るための取組が行われている地域又は行おうとしている地域を知事が指定する制度。

地域の取組等に応じ、次の地域指定を行う。

- 禁止地域:屋外広告物の掲出を原則禁止する地域
- 許可地域:知事の許可を受けることで屋外広告物の掲出ができる地域。

道では第1～6種の許可地域を設定している。

- 広告景観優良地区:市町村により良好な景観の形成をするために特別な方策が特に講じられている区域や、地域住民により自主的な協定が締結されている区域
- 広告物活用地区:活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域
- 広告景観整備地区:良好な広告物等の新設、改修等を図ることが得に必要な地域で、屋外広告物条例の適用除外広告物を含めた誘導を行う必要がある地区。

### 【北海道遺産】

豊かな自然、北海道に生きてきた人々の歴史や文化、生活、産業など有形・無形の財産の中から、次の世代に引き継ぎたい北海道の大切な宝物を北海道遺産構想推進協議会により選定し、総計 52 件がある。その中には景観に係るものが多数含まれており、北海道遺産を守り、磨き、活用する課程で、まちの元気や魅力の種を育み、新しい魅力をもった北海道を創造していく運動が展開されている。

### 【景観整備機構】

公益法人または特定非営利活動法人(NPO 法人)で、景観行政団体の長から指定された団体。良好な景観の形成に関する活動を支援し、良好な景観の形成に関する調査研究などを行うことが期待される。

### 【景観協議会】

景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織された協議会で、景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行う。協議会には必要に応じて、関係行政機関、観光、商工、農林漁業、公益事業者、住民等を加えることができる。

### 【景観協定】

景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権者全員(借地権の目的となっている土地の所有者は除く)の合意のもとに締結される、当該区域における良好な景観の形成に関する協定のこと。建築物の形態意匠に関する基準や、樹林地等の保全または緑化に関することなどの他、家の前に花を飾る等のルールやまちの清掃等に関することまで幅広く定めることができる。

### 【景観行政団体】

景観法で定められた景観行政を担う主体。道内の市町村で景観法の景観行政団体になっているのは、法定

景観行政団体である札幌市、旭川市及び函館市のほか、道との協議を経て景観行政団体となった小樽市、釧路市、当別町、黒松内町、長沼町、東川町、美瑛町、清里町、平取町の12市町村である(平成21年2月1日時点)

### 【エコアイランド北海道】

北海道の風土にふさわしい、うるおい、ゆとりなど真の豊かさが感じられる、環境と調和する北海道。

「北海道洞爺湖サミット」が開催された2008年を環境行動元年として、道民や事業者のみなさんに環境と調和したライフスタイルの実践を呼びかけた「北海道環境宣言」において、めざすべき北海道の姿として提唱したものの。

### 【二地域居住】

都市住民が農山漁村の同一地域において、中長期(1～3か月程度)、定期的・反復的に滞在し、都市の住居に加えた生活拠点をもつこと。

### 【地産地消】

地域で生産されたものを地域で消費すること。地域の資源を地域で消費することによって、地域内の経済循環を高め、生産者と消費者がしっかりと向き合いながら地域経済の活性化に取り組んでいくことが期待される。

道内各地において、生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など、多様な取り組みが展開されている。

### 【再生可能エネルギー】

エネルギーとして利用した後、再び利用することが可能なエネルギーのこと。太陽光、バイオマス、水力、風力、地熱、海洋エネルギー等を指す。

### 【食のブランド・北海道】

安全性と品質に徹底してこだわる食づくりを進め、すべての消費者から信頼され、世界に通用するブランド力をもった道産食品を供給する北海道となること。

### 【史跡、名勝、天然記念物など】

景観に関する文化財としては、国指定の重要文化財、史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区等、道指定の有形文化財、有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、市町村指定の有形文化財等がある。

### 【感動のくに・北海道】

平成20年3月に策定された「北海道観光のくにづくり行動計画」においてサブタイトルとして示された標語「～ともにつくろう 地域が輝く感動のくに・北海道～」の中の一部。

### 【エコツーリズム】

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動。

### 【グリーンツーリズム】

ファームイン、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

### 【マリンツーリズム】

漁村地域を訪れ、海や渚、漁村生活や文化に身近にふれながら、地域の人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

### 【北海道景観計画】

景観行政団体である北海道が、景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。北海道は、平成 20 年 6 月に策定した。

北海道景観計画には、①景観計画の区域、②良好な景観の形成に関する方針、③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、④景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針、⑤屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項、⑥景観重要公共施設の整備に関する事項、⑦景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項、について定めている。

### 【景観重要公共施設】

道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設(特定公共施設)のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。

北海道景観計画においては、羊蹄山麓広域景観形成推進地域における景観上重要な道路、河川を定めている。

### 【北海道公共事業景観形成指針】

北海道景観条例に基づき、道が実施する公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めたもの。平成 15 年 6 月に策定。

当該指針では、事業別(施設別)に、道路、橋梁、河川・水路、ダム、砂防・治山・港湾・漁港、空港、海岸、公園・緑地、公共建築物等、農地、森林に分けて、自然や周辺景観との調和、地域のシンボル性や地域に親しまれる意匠などに配慮することを定めている。

### 【ビューポイント】

風景や対象物をよく眺めることができる場所。展望地。視点場。小高い山や丘の上にある公園や展望台、見渡したり見上げたりすることができる道路沿いのパーキングや遊歩道沿いの広場などがある。

### 【フットパス】

遊歩道。自然の中などを散策できるように整備された歩道のこと。イギリスで発祥した「歩くことを楽しむための道」のこと。

### 【オープンガーデン】

個人の庭などを一定期間人々に公開すること。1920 年代に英国で始まった。北海道では平成 15 年より恵庭市、岩見沢市等を中心にオープンガーデンの取り組みがはじまり、全道各地に広がっている。

### 【フラワーマスター認定制度】

花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する技術・知識を持ち、花のまちづくりのリーダーとして積極的に指導・助言できる方を、道がフラワーマスターとして認定する制度のこと。道独自の取り組みとして、平成5年からスタートしている。

フラワーマスターは、花のまちづくりのボランティアリーダーとして活躍することが期待される。



## 北海道景観形成ビジョン

---

平成21年3月

北海道建設部まちづくり局都市計画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111(内線29-828)

---